

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和元年 1 1 月 2 1 日（木）

担当課：こども部 こども総務課、ほいく課

件 名：第二期大和市子ども・子育て支援事業計画について	
提出理由：第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 - 本市では、子ども子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、また、次世代育成対策推進法に基づき平成 21 年度に策定した「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の取組を引き継ぐ計画として、平成 27 年 3 月に第一期子ども・子育て支援事業計画を策定した。 - 現行計画に基づき、幼児期の教育、保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業を積極的に展開し、特に保育施設等をスピード感をもって整備した結果、平成 31 年 4 月には 4 年連続で 4 月 1 日時点の待機児童数ゼロを達成した。 - こうした状況のなか、令和元年度をもって現行計画の期間が終了することから、本市の子ども・子育て施策の現状と課題を再確認し、第二期計画を策定する必要がある。 - また、令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となった。 2. 計画の位置づけ等 - 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村計画であり、健康都市やまと総合計画の実現を図るための個別計画として位置づける。 - 現行計画と同様に次世代育成対策推進法に基づく「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の取組を引き継ぐ計画とし、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に基づく市町村計画を包含した計画とする。 - 計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。 3. 計画の基本的な考え方 (1) 基本理念…すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～	(2) 基本目標…基本理念の実現に向けた 5 項目を定める。 (3) 個別目標…基本目標の下に 18 項目を定める。 (4) 個別事業…個別目標を達成するため 99 事業を実施する。 4. 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項 (1) 幼児期の教育・保育 - 年度別に量の見込みと確保方策を定める。 - 確保方策は、保育所、地域型保育事業の計画的な整備などにより対応する。 (2) 地域子ども・子育て支援事業 - 国が示す事業のうち、利用者支援事業や放課後児童クラブなどの 11 事業について、事業ごとに必要量の見込みと確保方策、実施時期を定める。 (3) 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 - 認定こども園の普及に係る基本的考え方、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策等を示す。 (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保 - 幼児教育・保育の無償化により新たに実施する子育てのための施設等利用給付の支給については、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設・事業者等による法定代理受領（現物給付）を進めていく。 5. 計画の推進体制、進行管理 - 計画の進行管理は毎年度こども部が行うが、「大和市子ども・子育て会議」においても事業の実施状況について審議する。 - 国の制度改正、社会経済の状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて量の見込み及び確保方策等の見直しを行う。
経 過 H30.11 ニーズ調査の実施 R31.5～ 大和市子ども・子育て会議（5 回） R31.8 やまと市民討議会の開催	今後の予定 R1.12～ 市民意見公募手続の実施 R2. 3 第二期計画の策定